

(宛先別記) 殿

統 合 幕 僚 長
(公 印 省 略)

海上自衛隊の部隊等の大規模災害派遣時の基準について (通達)

標記について、自衛隊の災害派遣に関する訓令 (昭和55年防衛庁訓令第28号) 及び自衛隊の災害派遣に関する達 (平成18年自衛隊統合達第20号) によるほか、海上自衛隊の部隊等の大規模災害派遣時の基準を別冊のとおり定める。

本基準の運用については、下記のとおりであり、平成25年10月10日から使用を開始する。海上自衛隊の部隊等の大規模災害派遣時の基準 (試行案) (25. 4. 5) は平成25年10月10日をもって廃止する。各部隊の長等は、所要の措置を講じられたい。

記

- 1 大規模な災害が予想される災害を対象とする。
- 2 災害への対応は、次の各号に掲げる事項を基本とする。
 - (1) 発災直後の情報収集は、地震等の発生時における自衛隊の部隊等による被害情報の収集等について (通達) (統幕運2第78号。24. 4. 26) による。
 - (2) 大臣が大規模震災と指定した場合は、大臣の命により、大規模震災災害派遣計画を発動する。

分類番号 : J 1 - J 1 1

保存期間 : 1 0 年

保存期間満了日 : 3 7 . 3 . 3 1

添付書類：別冊 海上自衛隊の部隊等の大規模災害派遣時の基準

写送付先：運用局長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、各方面総監、航空
総隊司令官、航空支援集団司令官

(宛先)

自衛艦隊司令官
各地方総監
教育航空集団司令官
練習艦隊司令官
システム通信隊群司令官
海上自衛隊警務隊司令
印刷補給隊司令
東京音楽隊長
海上自衛隊東京業務隊司令
海上自衛隊各学校長
海上自衛隊補給本部長
自衛隊大湊病院長
自衛隊横須賀病院長
自衛隊舞鶴病院長
自衛隊呉病院長
自衛隊佐世保病院長

統幕運2第170号(25.10.10)別冊

海上自衛隊の部隊等の大規模災害派遣時の基準

統合幕僚監部

分類番号：J1—J11

保存期間：10年

保存期間満了日：37.3.31

目 次

第1	総 則	1
1	目 的	1
2	略 称	1
3	用語の定義	1
第2	基本構想	1
第3	各部隊の基本任務	1
1	海災R部隊	1
2	自衛艦隊	2
3	システム通信隊群	2
4	その他の部隊	2
第4	実 施	2
1	全 般	2
2	応急対策活動等	2
3	その他	3
第5	後方支援及び広報	4
1	後方支援	4
2	広 報	5
第6	指揮及び通信	5
1	指 揮	5
2	通 信	5

第1 総則

1 目的

地震、津波その他の大規模な災害に対する災害派遣が予想される事態（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における海上自衛隊の対処に関する基準を定め、もって迅速かつ組織的に大規模な災害派遣（以下「大規模災害派遣」という。）に移行することを目的とする。

2 略称

本基準を「海災R計画」と略称する。

3 用語の定義

用語	定義
被災地方隊	災害発生地域を警備区域とする地方隊
被災地方総監	災害発生地域を警備区域とする地方総監
派遣元部隊	自衛艦隊、被災地方隊を除く地方隊、練習艦隊及び教育航空集団
海災R部隊	被災地方隊及び派出元部隊から派出された兵力により構成され、被災地方総監の指揮を受ける災害派遣部隊

第2 基本構想

- 被災地方総監は、大規模災害が発生したと判断した場合、隷下部隊及び派出元部隊から派出された兵力をもって海災R部隊を編成し、自衛艦隊及び被災地方隊を除く各地方隊並びに陸上自衛隊、航空自衛隊の部隊と協同で、関係機関と密接に連絡調整しつつ、人命救助を第一義とする災害派遣を実施する。
- 派出元部隊の長は、防衛警備、海外派遣任務等に必要な兵力を除き、派出可能な兵力を海災R部隊に派出する。被災地域が2以上の地方隊の警備区にかかる場合、自衛艦隊司令官が、兵力配分を統制する。
- 災害発生地域を警備区域とする地方総監部の被害（人的・施設等）が甚大であり、被災地方総監部が災害派遣部隊を指揮することができない場合は、大臣が別に命じる。
- 大規模震災災害派遣が発動された場合は、速やかに大規模震災災害派遣に関する計画に移行する。

第3 各部隊の基本任務

1 海災R部隊

- (1) 主として艦船及び航空機による地震発生地域等の沿岸部及び離島の情報収集
- (2) 人命救助を第一義とする要請による災害派遣活動（自主派遣を含む。）
- (3) 陸上・航空自衛隊及び関係機関に対する協力及び支援

2 自衛艦隊

- (1) 海災R部隊への兵力派出及び被災地域が2以上の地方隊の警備区にかかる場合の兵力配分統制
- (2) 主として固定翼航空機による地方隊の警備区を越える地震発生地域の沿岸部及び離島の情報収集（広域捜索）
- (3) 主として輸送艦、補給艦及び固定翼航空機による地方隊の警備区を越える輸送（広域輸送）（統合輸送を含む。）
- (4) 艦船に対する洋上補給支援等

3 システム通信隊群

- (1) 部隊通信の確保
- (2) 必要に応じ関係機関に対する通信支援

4 その他の部隊

- (1) 自隊近傍の初期における応急対策活動
- (2) 海災R部隊、被災部隊等に対する兵力の派出及び所要の支援
- (3) 差し出し装備品等の準備及び輸送等所要の支援

第4 実施

海災R部隊を基幹として、次に掲げる事項により対処する。

1 全般

- (1) 発災後、派出元部隊の長は、速やかに災害派遣活動のための準備を開始し、所要の兵力を被災地方総監に派出する。
- (2) 発災後、災害発生地域に所在する指定部隊等の長は、被害状況に関する情報の収集及び自隊の近傍における応急対策活動を実施するとともに、当該部隊等の施設等における被害拡大の局限及び基地機能の回復を図る。
- (3) 大規模震災指定後、大臣の命により、大規模震災災害派遣に関する計画に移行する。

2 応急対策活動等

- (1) 被災地方総監は、主として次の応急対策活動を実施する。
 - ア 速やかに可能な限りの手段を講じて、被災状況を早期に把握するとともに、関係部隊等への情報配布を行う。

イ 海災R部隊の集結までの間、災害発生地域及びその周辺に所在する部隊等の兵力をもって、被災地域及び同周辺海域並びに自隊近傍の人命救助を主体として応急対策活動を実施する。

ウ 応急対策活動の態勢の充実に従い、被災地域、同周辺海域及び離島に対する救援物資の緊急輸送等を含む応急対策活動に移行し、応急対策活動の態勢を拡大する。この場合、必要に応じ臨時基地を開設する。

(2) 災害発生地域に所在するその他の指定部隊等の長は、発生後、速やかに被害状況に関する情報の収集及び自隊近傍の初期における応急対策活動を実施するとともに、海災R部隊、被災部隊等に対する所要の支援を実施する。

(3) 被災地方総監及び災害発生地域に所在するその他の指定部隊等の長が実施する自隊近傍における応急対策活動は、おおむね次のとおりである。

ア 被害状況の把握

イ 人命救助活動

救助・救急活動並びに消防及び水防活動

ウ 応急医療及び救護

艦船への負傷者の収容及び救護班の派遣

エ 港湾、水路の調査等

オ 航空機及び艦船による緊急輸送活動

人員、物資、復旧用資器材、広域援助隊、被災者等の輸送

カ 生活支援

給食、給水、防疫活動等

キ 広域医療搬送

各基地等による広域医療搬送拠点の運営支援、人員輸送等

(4) 災害発生地域以外に所在する指定部隊等の長は、大規模災害発生 of 情報を入手したときは、速やかに差し出し装備品等の準備を実施するとともに、海災R部隊又は被災部隊等に対する所要の兵力の派出、輸送等の支援を実施する。

(5) 自衛艦隊司令官は、海災R部隊への兵力の派出等をするとともに、必要に応じ、海災R部隊及び災害発生地域に所在するその他の部隊に対する所要の支援を実施する。

(6) システム通信隊群司令は、応急通信系の仮設等により速やかに部内通信系の確保に努めるとともに、必要に応じ関係機関に対する通信支援を実施する。

3 その他

(1) 自隊の被害復旧については、指揮及び通信機能その他応急対策活動に必要な機能の確保を優先する。

(2) 陸・空自衛隊との協力・支援は、次表に掲げる事項を基本として、密接に連絡

調整し、実施する。

部 隊	協力・支援事項	
海上自衛隊	情報の提供	海上輸送等
陸上自衛隊		通信支援等
航空自衛隊		航空輸送等

- (3) 海上保安庁との協力・支援は、海上における災害派遣に関する協定（3 4. 2. 1 2）等により実施する。
- (4) 警察との協力・支援は、大規模災害に際しての警察及び自衛隊の相互協力に関する協定（8. 1. 1 7）等により実施する。
- (5) 消防との協力・支援は、大規模災害に際しての警察及び自衛隊の相互協力に関する協定（8. 1. 1 7）等により実施する。
- (6) 発災後、被災地方総監は、都道府県災害対策本部に連絡官を派遣するとともに、必要に応じ関係機関に連絡官を派遣し、所要の連絡調整を実施する。
- (7) 災害時における航空機運航上の保安については、災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル（8. 1. 2 6）による。
- (8) 災害派遣活動における航空法（昭和27年法律第231号）第81条の2（捜索又は救助のための特例）の解釈については、災害派遣活動における回転翼航空機の場外離着陸について（通知）（海幕運第5357号。7. 1 2. 2 5）による。

第5 後方支援及び広報

1 後方支援

- (1) 海災R部隊に対する後方支援を優先して実施する。
- (2) 被災地方総監は、必要に応じ臨時基地を開設する。
- (3) 自衛艦隊、被災地方隊を除く各地方隊、教育航空集団等は、差し出し装備品等の準備を実施するとともに、海災R部隊、被災部隊等に対する後方支援を実施する。
- (4) 補給本部は必要に応じて、所要の司令部に前進調整所を設置し、所要の後方支援に関し、物品の統制・調整等を実施する。
- (5) 各造修補給所の初度における差し出し装備品等の出庫準備の基準を次表のとおりとするほか、その他の部隊については、各部隊等の長の定めるところによる。

差し出し装備品等	準備の基準
糧 食（貯糧品）	安全在庫基準を除く在庫量
糧 食（非常用糧食）	在庫量のうち、隊務に支障のない範囲
毛 布	在庫量のうち、隊務に支障のない範囲
被 服	古品又は再用古品で在庫量のうち業務に支障のない範囲
医療品	安全在庫基準を除く在庫量
流出油処器材等	可能な範囲

(6) 差し出し装備品等の無償貸付及び譲与の手続については、海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号（18. 2. 27））による。

2 広 報

海上幕僚監部及び被災地方総監部は、広報態勢を強化するとともに状況に応じて独立して活動が可能な広報グループを派出し、被害の状況、自衛隊の活動状況その他必要な事項について、報道機関、被災者等に対して適切に広報を実施し、民心の安定を図るとともに、隊員の士気の高揚に努めるものとする。

なお、実施については、海上自衛隊の災害派遣時の広報活動について（依命通達）（海幕総第1272号。39. 3. 5）による。

第6 指揮及び通信

1 指 揮

海上自衛隊の部隊と陸・空自衛隊の部隊及び関係機関との関係は、協力関係とする。

2 通 信

(1) システム通信隊群司令は、海上自衛隊（海上幕僚監部を除く。）全般にわたる応急通信を統制し、運用する。

(2) 海上自衛隊通信規則（平成元年海上自衛隊第42号）第34条に定める各通信系統制官は、発災後、積極的に通信障害の探知に努め、障害を発見したときは、状況に応じ得るよう復旧に当たる。

(3) 初期連絡波

衛星通信系及び作戦支援系へ入系するとともに、次表のとおりとする。

区 分	電 波	記 事
MF	A 1 A、J 3 E 2 6 6 5 K H z	1 5 8 . 3 5 M H z は、他の防災機関所 属の無線局と通信を 行う場合に限る。
VHF	F 3 E 3 3 . 4 1 M H z	
	F 3 E 1 5 8 . 3 5 M H z	
UHF	A 3 E 3 2 5 . 4 M H z	

(4) 特設通信系の構成

特設通信系は、各海災R部隊指揮官、自衛艦隊司令官等及びシステム通信隊群司令の調整により構成する。

(5) 通信管制線が切断した場合は、管制を実施している通信所から直接発信する。

(6) 陸・空自衛隊との通信は、自衛隊相互の無線通信の実施について（通達）（海幕通第1048号。50.3.10）による。

(7) 海上保安庁との通信は、海上における災害派遣に関する協定（34.2.12）及び海上自衛隊と海上保安庁との電気通信の協力に関する基本協定（34.11.26）による。

(8) 警察との通信は、治安出動の際における自衛隊と警察との通信の協力に関する細部協定の実施に関する通達（海幕防通第352号。33.12.9）を準用する。

(9) 都道府県及び市町村の災害対策本部等と海災R部隊との特設通信系を構成する場合は、次表のとおりとする。

構成区間	回線構成依頼者
海災R部隊～所要の都道府県、市町村の災害対策本部等	被災地方総監

(10) 電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4項に規定する非常通信については、各通信所（無線局）が状況に応じて協力する。